市　章

大津市公報

令　和　８　年　10　月　１　日
号　外　（第　64　号）

発行所　大　津　市　役　所
発行人　大　　津　　市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目　　次

○ 告　　示

229　大津市市税条例に基づく市民税等に係る指定納付受託者の指定について…… 1
230　市民税等に係る指定公金事務取扱者の指定について…… 1
231　ふるさと納税に係る寄付金に係る指定納付受託者の指定について…… 2

告　　示

大津市告示第229号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項の指定納付受託者を指定したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年10月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

１　指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
　ＰａｙＰａｙ株式会社　東京都千代田区紀尾井町１番３号
２　指定納付受託者に指定した日
　令和８年４月１日
３　指定納付受託者に指定した期間
　令和８年４月１日から令和９年３月31日まで
４　指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
⑴　大津市市税条例（昭和34年条例第１号）に基づく市民税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税
⑵　滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）に基づく県民税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）
⑶　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第３号）に基づく森林環境税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）
⑷　国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく国民健康保険料
⑸　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく後期高齢者医療保険料
⑹　介護保険法（平成９年法律第123号）に基づく介護保険料（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）
⑺　大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）に基づく市営住宅の家賃及び駐車場の使用料

大津市告示第230号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第２項の指定公金事務取扱者を指定したので、同項の規定により告示する。

令和８年10月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

１　指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

名称	所在地
株式会社ＮＴＴデータ	東京都江東区豊洲三丁目３番３号
株式会社ＮＴＴドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番１号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目８番27号

株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町８番地８
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目１番21号
株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の１
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目５番５号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番２号
ＫＤＤＩ株式会社	東京都港区高輪二丁目21番１号
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目２番２号
ミニストップ株式会社	千葉市美浜区中瀬１丁目５番地１
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番１号
楽天銀行株式会社	東京都港区港南二丁目16番５号
楽天ペイメント株式会社	東京都港区港南二丁目16番５号

２　指定公金事務取扱者に指定した日
　令和８年４月１日
３　指定公金事務取扱者に指定した期間
　令和８年４月１日から令和９年３月31日まで。ただし、株式会社みずほ銀行にあっては、令和８年４月１日から同年９月30日まで
４　指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
　令和８年４月１日
５　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
⑴　大津市市税条例（昭和34年条例第１号）に基づく市民税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税
⑵　滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）に基づく県民税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）
⑶　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第３号）に基づく森林環境税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）
⑷　国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく国民健康保険料
⑸　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく後期高齢者医療保険料
⑹　介護保険法（平成９年法律第123号）に基づく介護保険料（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）
⑺　大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）に基づく市営住宅の家賃及び駐車場の使用料

大津市告示第231号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項の指定納付受託者を指定したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年10月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

１　指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
⑴　株式会社アイモバイル　東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号
⑵　アマゾンジャパン合同会社　東京都目黒区下目黒一丁目８番１号
⑶　株式会社さとふる　東京都中央区京橋二丁目２番１号
⑷　株式会社しがぎんジェーシービー　大津市浜町１番10号浜大津滋賀ビル３階
⑸　株式会社滋賀ディーシーカード　大津市浜町１番10号
⑹　株式会社トラストバンク　東京都品川区上大崎三丁目１番１号

⑺　楽天グループ株式会社　東京都世田谷区玉川一丁目14番１号
⑻　株式会社ＤＧフィナンシャルテクノロジー　東京都渋谷区恵比寿南三丁目５番７号
⑼　ＰａｙＰａｙ株式会社　東京都千代田区紀尾井町１番３号

２　指定納付受託者に指定した日
　令和８年４月１日
３　指定納付受託者に指定した期間
　令和８年４月１日から令和９年３月31日まで
４　指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
　ふるさと納税に係る寄附金